

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営（案） 《第3回市会定例会から第4回市会定例会前まで》

※網掛け：第2回市会定例会からの主な変更箇所

1 会議開催に当たっての基本的な感染対策

議員、当局及び報道関係者が本会議・委員会等に出席等するに当たっては以下の対応を取る。

- (1) マスク等の着用を原則とする。
- (2) 議場・委員会室等に入室する際は、手指消毒を徹底する。
- (3) 3密を回避し、人と人との間隔をできるだけ空けるよう留意する。
- (4) 会議開始前までに各自検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は、欠席する等の適切な対応を取る。
- (5) 空調により室内への外気の取り入れ・空気の循環を行う。また、空気が循環する環境をより整えるため、会議運営上支障のない範囲で扉を開放する。

2 本会議・委員会等

- (1) 本会議及び委員会等においては、引き続き、効率・効果的な運営となるように努める。
- (2) 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。
- (3) 各会議室には、以下のとおりアクリル板を設置する。

会議室	アクリル板を設置する座席	マスク等の着用
議場	・議長席 ・演壇	自由
大会議室	・委員長席 ・発言席 ・当局席（最前列）	自由
	・委員席等	着用
委員会室	・委員席等	着用

- (4) 委員会における当局の答弁は、飛沫拡散防止の観点から、アクリル板を設置している間は原則着座で行う。
- (5) 委員会室内に委員用の水差し・グラスは用意しないこととする。
なお、水が必要な場合は、各自でマイボトル等により用意する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のまん延を事由としてオンラインによる方法を活用した委員会を開く場合において、委員からのオンライン参加の申請理由が「委員本人が感染者である」又は「委員本人が濃厚接触者である」ため参集が困難とされる場合は、オンラインで参加することを許可する。それ以外の理由の場合は、正副委員長で協議のうえ許可を決定する。

3 傍聴

- (1) 傍聴者については、「1 会議開催に当たっての基本的な感染対策」と同様の対応をお取りいただく。また、受付時に検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は傍聴を遠慮いただく。
- (2) 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席する（議場は103席、委員会室は10席、大会議室は20席（間仕切りを使用した場合は15席）を傍聴席数の上限とする）。また、親子傍聴室については、各室1組とする。
- (3) モニター視聴についても3密を回避するよう留意する。
- (4) 傍聴席数には限りがあることから、混雑を回避するため、インターネット中継の積極的な利用も促し、ホームページにおいて周知する。

4 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置実施期間中における対応

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置実施期間中に限り、以下の対応も行うこととする。

(1) 本会議

ア 議員の出席

- ・ 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- ・ 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループに分ける。
- ・ 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立憲2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- ・ 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- ・ 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- ・ 本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。
- ・ 採決及び選挙の際は、A・B両グループとも出席する。

イ 当局の出席

当局出席者は必要最小限とし、当日の出席者については運営委員会で確認のうえ、議長から市長等に対し出席要求する。

(2) 決算特別委員会

本会議での対応を踏まえ、決算特別委員会理事会において対応を協議する。

5 その他

(1) 行政視察

ア 視察先の意向や、本市及び視察先地域の状況に留意する等、各委員会において実施の有無を検討する。（特別委員会における会派別の視察を検討する場合は事前に正副委員長に相談する。）

イ 海外への視察については、当面の間、原則として行わない。

- (2) これらの議会運営について見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。